

高第598号
令和5年10月5日

各市町村介護保険担当課長 }
各広域連合介護保険担当課長 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

令和5年度地域密着型サービス外部評価について（通知）

標記については、令和5年7月21日付け高第417号により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いは令和5年5月7日をもって終了し、令和5年度の外部評価については、通常どおり、原則実地での訪問調査とすることを通知したところですが、一部市町村及び外部評価機関から、令和5年度の実施方法等について問い合わせがありました。（詳細は別紙のとおり）

認知症対応型共同生活介護事業所におかれましては、引き続き感染防止対策を徹底しながら利用者に不可欠な介護サービスの提供を行っていただいているところですが、外部評価は、介護サービスの水準を確保し、質の向上を図ることを目的とするものとして、年1回以上実施のうえ公開する必要があります。また、臨時的な取扱いにより、令和4年度の外部評価を令和5年度に延期された事業所は、令和5年度中に2回外部評価を受ける必要があります。

つきましては、貴所管事業所に対し、令和5年度の外部評価の実施時期や実施方法について評価機関と協議を行うとともに、感染対策を講じたうえ実施し、公開するようご指導願います。

健康福祉部 高齢福祉課 事業者指導係			
係長	垣本	担当	川上
TEL	058-272-8298（直通）		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		

質問事項	回答
<p>1 新型コロナウイルス感染症への対応について</p> <p>外部評価における訪問調査について、全面的にオンラインにすることは可能か。また、評価項目のうち、施設内での実地確認が必須となる項目以外は、別室（施設外を含む）での書類等の確認により行うこと（訪問調査は一部のみ実施）は可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国に確認したところ、現時点において臨時的な取扱いを再度発出する予定はないとのことであり、R 5年度に実施する外部評価は、原則どおり実地での訪問調査となります。 ・ 施設内での確認が必須とならない項目について、別室での確認により、外部評価の目的を果たせるのであれば、差し支えありません。 ・ 感染状況を踏まえ、評価機関と協議のうえ、訪問調査の実施時期を調整することも検討いただきたい。
<p>2 R 4分の外部評価をR 5に延期した場合の取扱いについて</p> <p>新型コロナによる臨時的な取扱いにより、R 4年度の外部評価をR 5年度に延期したため、今年度中にR 4年度分とR 5年度分の2回実施する必要がある。2回評価を実施する場合には、十分な期間をおくよう求められているが、新型コロナの影響によりR 4年度分も実施の目途が立っておらず、十分な期間を置くことが困難な状況にある。一部施設では、感染状況を踏まえ、訪問調査を断るところもある。こうした場合、R 5年度分をR 6年4月以降に実施することは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナによる臨時的な取扱いについては、R 5年5月7日をもって終了しており、R 6年度に前年度までの分を延期することはできません。また、R 4年度の外部評価をR 5年度に延期された場合は、R 5年度中に2回外部評価を受ける必要があります。 ・ 事業所と評価機関との間において、実施時期や実施方法について協議のうえ、感染対策を講じたうえで訪問調査を実施してください。
<p>3 外部評価の隔年実施の要件について</p> <p>過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所で県要綱に定める要件を満たした事業所は、市町村等と協議のうえ、外部評価を2年に1回とすることができるが、途中で新型コロナの影響等により外部評価から運営推進会議における評価に変更して行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入できるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続年数に算入することはできません。 (令和3年度介護報酬改定に関するQ&A 問27)

質問事項	回答
<p>4 評価結果の公開について</p> <p>外部評価機関による評価結果については、WAMNETを利用して公開することとされているが、運営推進会議における評価を行った事業所の評価結果が公開されていないところが見受けられるので、周知徹底すべきでは。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価機関による評価結果については、評価機関においてWAMNETにより公開していただく必要があります。 <p>一方、運営推進会議における評価については、WAMNETによる公開は必須ではなく、国通知より、自ら設置するホームページや介護サービスの情報公表制度に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表していただくこととされています。</p>